

法務省説明資料
(読み仮名の法制化等の検討)

令和2年9月25日

具体的な論点と対応の方向性

■ 現行制度の概要

- ・ 戸籍は、民法に規定される日本国民の親族的身分関係を登録・公証する制度
- ・ 民法・戸籍法に氏の規定はあるが、いわゆる読み仮名の規定はない。
- ・ 出生の届書に「よみかた」を付した様式を標準様式として通達(昭和53年)により定めているが、住民基本台帳事務処理上の利便のために設けているもので、戸籍事務では使用していない。

■ 総論

- ・ 個人の氏名に読み仮名を付することに関して、必要となる法制化の実現を前提として、これに係る課題及びその対応方針を明確にするため、法務省内に研究会を設置する。
- ・ 読み仮名を登録・公証することについて、国民や経済界等のニーズを把握するため、研究会の議論と並行して意向調査(どのような場面で読み仮名を用いるか、登録・公証された読み仮名の変更をどのように認めるか等)を実施する。
- ・ 研究会において抽出された諸課題について議論を深め、令和3年度内を目途に法制化について一定の結論を得る。
- ・ 研究会における検討の結果を踏まえ、法務大臣の諮問機関である法制審議会において令和4年度までを目途に調査審議を実施し、令和6年度を目途に実現を図る。

読み仮名の法制化等の検討の工程表

2020年度（令和2年度）				2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）	2025年度 （令和7年度）	2026年度以降 （令和8年度以降）
7月	9月	12月	2月						
			設置準備	研究会における検討 論点整理, 意向調査等	法制審議会にお ける調査審議	法案提出 施行準備			

■ 個別の論点

・ 令和元年の戸籍法改正に先立って論点整理を行った法務省民事局が設置した「戸籍制度に関する研究会」においては、平成29年8月、ふりがなを戸籍の記載事項とすることは課題が多いとされた。具体的な課題は以下のとおりである。

- ① 戸籍に記載する場合に、法的に氏や名の一部となるかを整理する必要がある。
- ② 字義に全く関係のない読み仮名の取扱いを整理する必要がある。
- ③ 全国民に一律に読み仮名を付すとした場合には、届出に係る国民の負担が大きく、市区町村の作業量が膨大となることが考えられることから、読み仮名の収集方法について検討する必要がある。
- ④ 同じ氏の親子や兄弟について異なる氏の読み仮名が届け出られた場合の取扱いを整理する必要がある。

→これらの課題について、法制上・実務上の課題の洗い出しを行い議論を深め、対応方針を提示する。